

横浜市新型コロナウイルスワクチン
乳幼児・小児
接種マニュアル
～概要編～

2024. 3. 27 版

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当

横浜市新型コロナウイルスワクチン
乳幼児・小児 接種マニュアル
目次 ～概要編～

00 接種機関となるための準備	5
00-1 横浜市への登録情報の変更方法	11
00-2 コロナワクチンナビ等での情報発信	15
00-3 接種概要	18
00-4 接種	24
00-5 副反応報告・事故報告について	43
00-6 請求	47
00-7 各種問い合わせ先等	48

参考資料

- 資料1 ID新規付番手続きマニュアル
- 資料2 本人確認書類
- 資料3 新型コロナウイルスワクチン アナフィラキシーの初期対応について
- 資料4 予防接種事故報告書

ワクチン説明書

最新のワクチン説明書は、下記 URL より確認することができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/vaccine-portal/vaccine.html>

事務連絡

過去に送付した事務連絡については、下記 URL より確認することができます。

<https://9b5a0877.viewer.kintoneapp.com/public/e1c9f93493e6e18b0fce12366d047851>

※ 事務連絡ログイン用 ユーザー名 renraku パスワード nV2XM5Rt

その他資料

- ・「V-SYS 操作マニュアル（医療機関用）」
V-SYS にログイン後、ナレッジからダウンロードしてください。
- ・「予診票の確認のポイント」
厚生労働省 HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について（令和3年3月31日厚生労働省事務連絡）」
事務連絡 PDF：<https://www.mhlw.go.jp/content/000763587.pdf>
- ・「予防接種後副反応疑い報告書・記入例」
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 HP（報告書）：
<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/youshikiDownload/singleFileDownload/anzen35%25xlsx>
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 HP（記入例）：
<https://www.pmda.go.jp/files/000240838.pdf>
- ・「予防接種健康被害救済制度受診証明書」
厚生労働省 HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html
- ・「新型コロナワクチンの副反応疑い報告について」
厚生労働省 HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

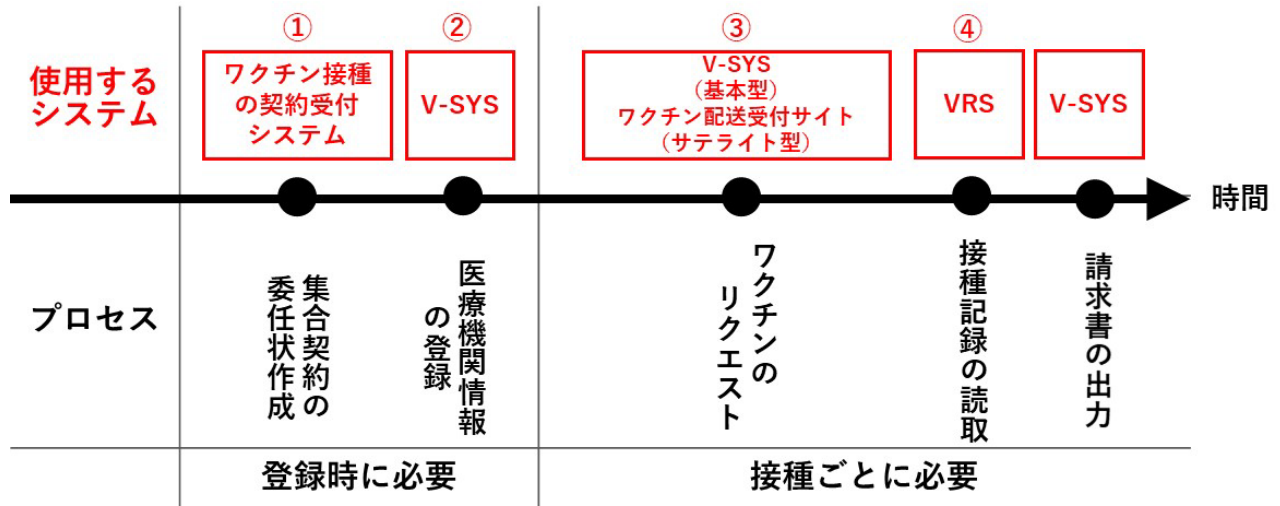
◆改訂箇所

改訂年月日	ページ	章	節	題目	改訂内容
2024. 3. 25	31	00-4	5	経過観察	4月1日以降の「神奈川県新型コロナワクチン副反応等相談センター」について記載
	48	00-7			各種問い合わせ先の終了日時を記載
2024. 3. 27	48	00-7			4月1日以降の「厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター」「ファイザー社特設コールセンター」について記載

00 接種機関となるための準備

1 ワクチン接種までに使用するシステム

医療機関におかれましては、以下の作業を行っていただき、接種を行う準備をお願いします。



- ① ワクチン接種の契約受付システム：集合契約を締結するための委任状を作成する。
- ② ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）：医療機関情報の登録や基本型施設が必要なワクチン量をリクエストする。
- ③ ワクチン配送受付サイト：サテライト型施設が横浜市専用のウェブサイトから必要なワクチン量をリクエストする。
- ④ ワクチン接種記録システム（VRS）：接種券のQRコードをタブレットで読み取る。

2 集合契約に係る委任状の提出〈初回のみ〉

委任状は、一度提出していただければ再度提出いただく必要はありません。

医療従事者接種の接種機関になるにあたり、一度提出している場合は、「4 V-SYSでの医療機関の登録について〈ID発行後速やかに/変更の都度〉」へ進んでください。

委任状の作成には、「保険医療機関コード」、「特定健診機関コード」、「介護保険事業所コード（介護老人保健施設及び介護医療院に係るコードに限る。）」が必要です。

お持ちでない医療機関は、[資料1](#)「ID新規付番手続きマニュアル」を参照し県に付番申請を行い、コードの付番を受けた上で、下記委任状の手続きを行ってください。

【事前準備】

- ブラウザ名及びバージョンは以下の環境が推奨されています。
Internet Explorer 11、Google Chrome 87、Microsoft Edge 87、Firefox 84、Safari 12
- 担当者連絡先（メールアドレス）の登録が必須となるため、事前に準備してください。
- 迷惑メール対策等でドメイン指定受信等を設定している場合は、受領通知メールが受信できるよう、「support@jp.salesforce.com」の登録をお願いします。

以下の URL から「ワクチン接種の契約受付システム」にアクセスし、委任状を作成して登録してください。

委任状登録 URL https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku

※ 当該 URL は非公表であり、悪意のある第三者からのアクセスを防止するため、外部へ漏らさないよう十分注意してください。

※ マニュアルについては、委任状登録 URL にアクセスしていただき、「委任状作成マニュアル」を御参照ください。

- 提出先について、次のいずれかを選択してください。
 - ① 医師会会員は横浜市医師会を選択
 - ② 医師会非会員のうち、委任先となる医師会以外の団体を選択
 - ③ 上記①及び②のどちらも該当がなければ神奈川県横浜市を選択
- 登録した委任状をダウンロードして印刷し、代表者印を押印のうえ、上記で選択した提出先団体へ郵送又は持参してください。

〈提出先〉

	①医師会に加入している場合	②医師会以外の団体に加入している場合	①、②どちらにも該当しない場合
送付書類	ダウンロードして印刷した委任状（代表者印を押印したもの）		
送付先	〒231-0062 横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター3階 横浜市医師会保健情報課	各所属団体	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の10 21階 横浜市医療局健康安全課 ワクチン接種調整等担当

- 委任状提出後、後日提出先団体からの受領確認がされた後、V-SYS システム管理者から ID 及びパスワードが V-SYS で登録したメールアドレスあてに送付されます。

※ 受領確認の処理に時間を要するため、送付まで時間がかかることが想定されます。

3 個人情報の取扱いについて

ワクチン接種に関する情報の中には、個人情報が含まれることから、接種実施医療機関等において、個人情報を適切に管理する必要があります。

つきましては、今般の集合契約においても個人情報の取扱いに関して、厳重な管理や目的外利用の禁止等が記載されていますので、改めて御確認いただき、個人情報保護のため適正な取扱いを徹底していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書（集合契約） ※抜粋

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、予防接種法に基づき丙が実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者が、丁における予防接種を受けることを希望する場合について、丙が、丁に対して、かかる対象者に対する予防接種の実施及びこれに関連する業務の実施を委託することを目的とする。

（委託業務）

第3条 丙は、予防接種法附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「本予防接種」）に関し、次の各号に掲げる業務（以下「本委託業務」という。）の実施を丁に委託し、丁はこれを受託する。

- 一 接種対象者の確認
- 二 予診
- 三 ワクチンの接種
- 四 その他本予防接種を行うために必要な業務

四 その他本予防接種を行うために必要な業務とは？

－希望者本人への接種に必要な業務

（例）医療機関の都合による接種日変更の連絡、
接種後に生じたアナフィラキシー対応 など

（個人情報の保護）

第9条 丁は、本委託業務を実施するに際して個人情報を取扱うにあたっては、「個人情報取扱注意事項」に規定された事項を遵守しなければならない。

個人情報取扱注意事項 ※抜粋

（適正管理）

第4条 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 丁は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、他の法令に特別の定めがある場合を除く。

4 V-SYS での医療機関の登録について< ID 発行後速やかに/変更の都度 >

V-SYS にログインし、医療機関情報を以下のとおり更新してください。

- (1) ★「V-SYS 操作マニュアル（医療機関用）」の「1-2 はじめてログインする」を参考に V-SYS にログインしてください。

委任状登録後に以下のメールがシステムから送付されます。記載の URL にアクセスし、パスワードのリセットをお願いします。

※ 国が送付を段階的にしているため、しばらくお待ちいただくこともあります。

送信元：support@jp.salesforce.com

件名：Salesforce パスワードのリセットを完了してください

<注意!!> パスワードのリセットは送付されてくるメールを受信してから 24 時間以内に実施する必要があります。24 時間経過してしまった場合は、V-SYS サービスデスク（0570-026-055）に連絡してください。

【参考】

- ★「V-SYS 操作マニュアル（医療機関用）」
システムにログイン後、ナレッジからダウンロードしてください。

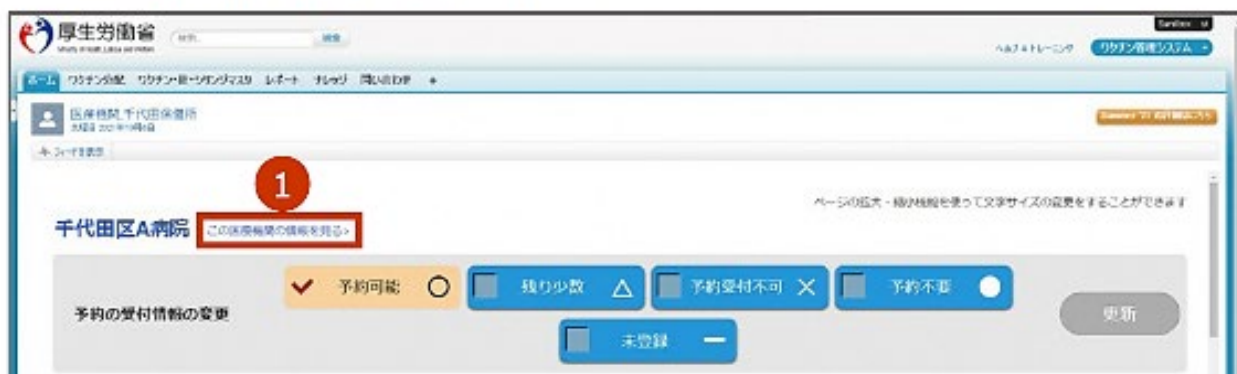
- (2) ★「V-SYS 操作マニュアル（医療機関用）」「2-1 医療機関情報を更新する」を参考に、医療機関登録情報・医師情報を更新・追記してください。

- 取り扱うワクチンを選択してください。
- ワクチン接種の責任者（医師）等の情報を入力してください。
- 医療機関でワクチン接種を行う医師情報を入力してください。

【参考】新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ（実施に関する手引きなど）
厚生労働省 URL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html

1 「この医療機関の情報を見る」を押します。



2 「編集」ボタンを押します。



3 「医療機関情報（受付システム）」で、請求総括書新保険医療機関コードまたは請求総括書用新介護保険事業所番号を入力します。

3-1 「請求総括書新保険医療機関コード」または「請求総括書用新介護保険事業所番号」に、変更後のコードまたは番号を入力し、を押します。

注意 コードは10桁です。完全一致しないと検索できません。お間違えのないようご注意ください。

注意 保険医療機関コードを新たに取得した場合、翌月以降に本システムにて検索が可能になります。

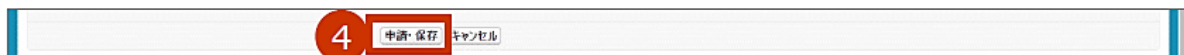
3-2 表示された検索結果から、該当のコードを選択します。

* 検索結果で該当のコードが表示されない場合、入力したコードを再確認してください。

* 「請求総括書新保険医療機関コード（予備）」または「請求総括書用新介護保険事業所番号（予備）」は、2回以上変更があった場合に使用する項目です。1回目の変更の際は、入力しないでください。

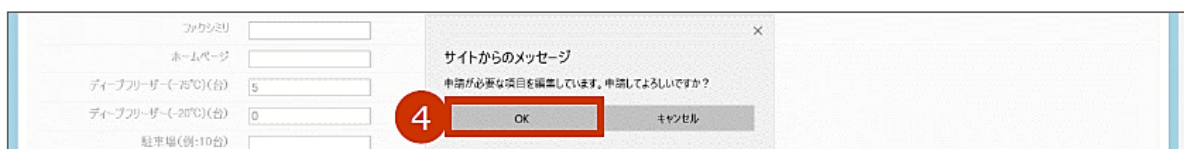
4 登録した内容を市町村に申請します。

4-1 「申請・保存」ボタンを押します。



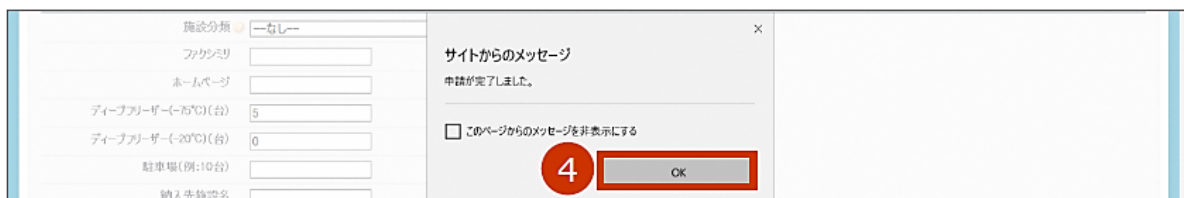
確認画面が表示されます。

4-2 「OK」ボタンを押します。



完了画面が表示されます。

4-3 「OK」ボタンを押します。



市町村に、承認依頼の旨のメールが送信されます。

00-1 横浜市への登録情報の変更方法

1 医療機関情報等の公表について

小児接種・乳幼児接種に御協力いただいている医療機関の情報は、**原則として公表**させていただきます。

■掲載場所

横浜市ホームページ（小児接種（5～11歳）・乳幼児（生後6か月～4歳）協力医療機関について）

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/vaccine-portal/shoni-yoyaku.html>

■掲載イメージ

小児接種(5～11歳)を実施している医療機関一覧

小児へのワクチン接種に精通した小児科を中心とした個別接種で実施します。

- ・ [【11月1日時点】小児接種\(5～11歳\)の接種協力医療機関一覧 \(PDF: 555KB\)](#)
- ・ [【11月1日時点】小児接種\(5～11歳\)の接種協力医療機関一覧 \(エクセル: 45KB\)](#)

※5～11歳の方が接種を受ける場合の留意点については、「[小児接種\(5～11歳\)について](#)」をご確認ください。

乳幼児接種(生後6か月～4歳)を実施予定の医療機関一覧

乳幼児へのワクチン接種に精通した小児科を中心とした個別接種で実施します。

【接種(予約)開始日: 令和4年11月11日(金曜日)】

- ・ [【11月1日時点】乳幼児接種\(生後6か月～4歳\)の接種協力医療機関一覧 \(PDF: 404KB\)](#)
- ・ [【11月1日時点】乳幼児接種\(生後6か月～4歳\)の接種協力医療機関一覧 \(エクセル: 27KB\)](#)

※生後6か月～4歳の方が接種を受ける場合の留意点については、「[乳幼児接種\(生後6か月～4歳\)について](#)」をご確認ください。



医療機関名	区名	町名	予約受付方法	予約受付時間等	備考
横浜市役所病院	中区	本町6丁目50-10	横浜市予約専用サイトまたは予約センター電話からご予約ください。 横浜市予約専用サイト: https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama/ (24時間) 予約センター電話: 0120-045-110 (午前9時から午後5時まで)		
横浜市役所クリニック	中区	本町6丁目50-10	電話予約: 045-123-4567	火曜日・水曜日9時～11時	

※ 接種協力医療機関一覧への掲載情報:

医療機関名、区名、町名、予約受付方法、予約受付時間帯、備考

2 医療機関情報等の更新について

横浜市へ登録している情報を変更したい場合は、次の方法で申請をお願いします。なお、**3月11日（月）9：00をもって申請受付を終了しました。**

■横浜市電子申請・届出システムでの変更

医療機関番号、休診日

■空き状況検索サイト 医療機関名簿管理機能での変更

空き情報検索サイトの内容は、変更にあたって横浜市の承認が必要な項目及び不要な項目があります。

① 医療機関名簿に関する項目

横浜市の承認が必要 (原則、1・16日反映)	横浜市の承認不要 (原則、即時反映※一部例外有)
メールアドレス 医療機関名 郵便番号 住所	ワクチン配送用メールアドレス 医療機関名（フリガナ） 代表者職名 代表者名 担当者名 電話番号(半角数字) ワクチン配送用電話番号 横浜市医師会への加入状況 高齢者施設等への接種実施及び情報提供 対応可能なエリア（複数選択可） 往診による接種実施及び情報提供可否 対応可能なエリア（複数選択可） 最寄り駅 駐車場 備考

② ワクチン情報に関する項目

横浜市の承認が必要 (原則、1・16日反映)	横浜市の承認不要 (原則、即時反映※一部例外有)
URL 市民への医療機関情報の公表 市の予約システムの利用 横浜市ホームページ等の広報媒体の掲載情報 【予約電話又はウェブサイト等】 横浜市ホームページ等の広報媒体の掲載情報 【予約受付時間】 横浜市ホームページ等広報媒体の掲載情報 【備考】	受け入れ状況 連携する基本型接種施設の名称

3 申請方法

■医療機関番号及び休診日の変更については、以下更新フォームから申請してください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/efa81e62-4b73-4c6b-921e-bb3f914c4ee8/start>

■空き状況検索サイト

医療機関名簿管理機能にて変更する項目については、以下の URL より更新してください。

《ログイン画面の URL》

・市予約システムを御利用の医療機関

<https://account.kintoneapp.com/login?backUrl=https://9b5a0877.viewer.kintoneapp.com/public/cd98e014d6c6afd6b6347365aa7842a5611fc4908e1d3a42dbffc1f9ff3eb95d>

・市予約システムを利用していない医療機関（直接自院予約）

<https://account.kintoneapp.com/login?backUrl=https://9b5a0877.viewer.kintoneapp.com/public/887ae35ae674c49174f0ea7b48e20b03f278f32aba272354cb781725ff824211>

【空き情報検索サイト：医療機関名簿修正依頼画面、ワクチン情報修正（承認否）画面の例】

The image displays three screenshots from a web application. The top screenshot is the 'ワクチン情報照会' (Vaccine Information Inquiry) page. It features a sidebar menu with numbered items 1 through 6, and a main content area with a highlighted item 7, '項目編集（承認否）' (Item Edit (Approval/Disapproval)). The sidebar items are: 1. トップページ (Home page), 2. 医療機関名簿照会 (Medical institution name book inquiry), 3. 医療機関名簿修正依頼 (Medical institution name book correction request), 4. ワクチン情報照会 (Vaccine information inquiry), 5. ワクチン情報修正依頼 (Vaccine information correction request), and 6. ワクチン接種空き状況・接種種入力 (Vaccine injection vacancy status and injection type input). The main content area shows a table with columns for '項目編集（承認否）', '受け入れ状況' (Acceptance status), and '12歳から15歳の積極的な実施' (Active implementation from 12 to 15 years old). Below this are two detailed screenshots: '医療機関名簿修正依頼' (Medical institution name book correction request) and 'ワクチン情報修正（承認否）' (Vaccine information correction (Approval/Disapproval)).

詳細については、横浜市ホームページ：「新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関の皆さまへ」内「3-1 医療機関情報等の更新について」にある「空き状況検索サイト医療機関名簿管理機能マニュアル（PDF）」を参考にしてください。

横浜市ホームページ：「新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関の皆さまへ」

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/vaccine/20210421.html>

4 その他の変更

横浜市への申請と併せて下記の情報に変更がある場合は、V-SYS や横浜市予約専用サイト上の医療機関情報も変更してください。

【参考1】

V-SYS で変更が必要な項目の例

V-SYS	メールアドレス 医療機関名 取り扱うワクチンの種類 医療機関番号 代表者職名 代表者名 住所 電話番号
-------	--

【参考2】

横浜市予約専用サイトで変更が必要な項目の例

横浜市予約専用サイト	メールアドレス 接種会場名 代表者名 住所 電話番号 接種会場サイト URL ※変更方法は次ページ参照
------------	---

【参考3】

横浜市予約専用サイトでの変更は、ログイン後に接種会場マスタ編集画面で変更可能です。



00-2 コロナワクチンナビ等での情報発信

国が運営するコロナワクチンナビにて、市民の方へ情報発信を行うことができます。コロナワクチンナビとは、一般の方がワクチンの接種会場を探したり、情報を得ることができる国が運営するウェブサイトです。

V-SYS にログインし、「医療機関情報」登録の画面から、「コロナワクチンナビでの公開情報」を更新することで、一般の方向けに情報を発信することができます。

必要以上の問合せを避けるためにも、必ず最新の情報に更新するようお願いします。

1 コロナワクチンナビでの医療機関の基本情報の発信

予約受付に関して必要な情報を入力します（電話番号、予約受付サイトの URL、受付時間等）。

①の「一般受入れ」欄を選択します。

- ・「誰でも来られる」：一般の予約を受け付ける場合はこちらを選択
- ・「特定の人のみ」：施設接種のみを行う場合や在宅診療のみ等、一般の予約を受け付けない場合にはこちらを選択

②のチェック欄は、通常はチェックを入れないようにお願いします。

緑の点線部分は任意入力ですが、医療機関からお知らせしたい内容があればこちらに記入することで情報発信が可能です。

V-SYS へのHP掲載情報入力、接種医師情報登録
医療機関

▼ コロナワクチンナビでの公開情報

① 一般受入れ※ 一般向け:誰でも来られる

必ず選択

予約受付の電話番号

予約受付サイトURL

予約可否(電話番号)

予約可否(Web)

受付時間

受付時間(英語)

② コロナワクチンナビ非表示(ワクチン配送施設の場合等)

① 企業内診療所等、特定の方のみ予約を受け付ける場合は、「一般不可」を選択してください
 ② 接種を行わないワクチン配送センター等の場合は、「コロナワクチンナビ非表示」をチェックしてください

医療機関・接種会場名(ふりがな)

医療機関・接種会場名(英語)

医療機関・接種会場からのお知らせ

医療機関・接種会場からのお知らせ(やさしい日本語)

必ず入力

可能な場合は入力(任意)

厚生労働省が開設する新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載する情報を記載してください(予約受付用の電話番号/予約受付用WebページのURL、接種対応期間、予約受付時間)

・記載可能な場合は、医療機関名称の英語表記やふりがなを入力してください

・ワクチン接種にあたり医療機関からのお知らせがある場合は、お知らせ欄に入力してください

2 予約受付情報の更新

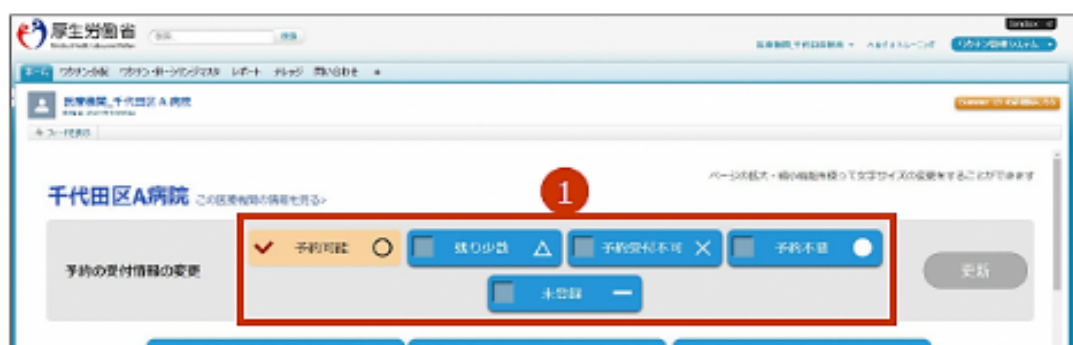
コロナワクチンナビでは、医療機関毎に予約受付情報を表示できます。
予約枠の更新を行う際になるべく都度更新を行ってください。

1 「予約の受付情報の変更」で、「予約不要 ●」「予約可能 ○」「残り少数 △」「予約受付不可 ×」のいずれかを選択します。

* 「予約の受付情報の変更」の基準は、医療機関の判断にお任せします。

- 「予約不要 ●」 ……予約なしで接種可能
- 「予約可能 ○」 ……現在、予約を受け付けることができる
- 「残り少数 △」 ……現在、予約を受け付ける残数がわずか
- 「予約受付不可 ×」 ……現在、予約を受け付けられない
- 「未登録 -」 ……未登録

* 「コロナワクチンナビ」には、市町村毎に「予約不要 ●」、「予約可能 ○」、「残り少数 △」の順番に表示されます。



2 「更新」ボタンを押します。



「更新完了」画面が表示されます。

3 「OK」ボタンを押します。



接種予約受付状況が更新されます。

3 その他広報

■ワクチン NEWS について

横浜市では、定期的にワクチン接種についての情報を「ワクチン NEWS」として紙媒体で発行しています。

※ ワクチン NEWS は市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/vaccine/vaccine-portal/brochure.html>

【見本】

新型コロナウイルス 発行：横浜市区療局健康安全課 令和5年11月1日発行

ワクチン NEWS No.22

令和5年10月27日時点の情報をもとに作成しています。

これまで3年間、**年末年始**に
新型コロナウイルスは流行しています

65歳以上の高齢者などの
「重症化リスクが高い方」は早めの接種を

若い方も
接種
できます

ワクチンを接種してから効果が認められるまでに一定の時間がかかります。

令和5年秋開始接種を実施しています

- 対象者 ▶ 初回接種を完了した生後6か月以上のすべての方
- 使用ワクチン ▶ オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン(ファイザー社・モデルナ社)
武田社ワクチン(ノババックス)(従来株)
- 接種回数 ▶ 1人1回

詳しくは
裏面へ

00-3 接種概要

1 令和5年 秋開始接種について

	令和5年秋開始接種（追加接種）
6～11歳	<p>ファイザーXBB対応ワクチン（小児用）</p> <p>モデルナ XBB 対応ワクチン【0.25mL】</p>
5歳	<p>ファイザーXBB対応ワクチン（小児用）</p>
6か月～4歳	<p>ファイザーXBB対応ワクチン（乳幼児用）</p>

(1) 接種期間

令和5年9月20日～令和6年3月31日

(2) 接種対象者

追加接種可能な乳幼児（6か月以上4歳以下）及び小児（5歳以上11歳以下）

※ 令和5年春開始接種で接種された方（基礎疾患のある方等）も、令和5年秋開始接種でオミクロン株 XBB1.5 対応1価ワクチン（以下、「XBB 対応ワクチン」という。）を1回接種することができます。

(3) 使用するワクチン

ア 6歳以上11歳以下

ファイザー社 XBB 対応ワクチン（小児用）

モデルナ社 XBB 対応ワクチン ※12歳以上の接種量の半量（0.25mL）

イ 5歳

ファイザー社 XBB 対応ワクチン（小児用）

ウ 6か月以上4歳以下

ファイザー社 XBB 対応ワクチン（乳幼児用）

(4) 接種間隔及び回数

前回接種日から3か月以上の間隔を空け、令和5年秋開始接種期間中に追加接種として1回

(5) 公的関与規定の適用について

65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、接種勧奨及び努力義務の規定の適用を除外します。

(6) 注意点

乳幼児接種（生後6か月から4歳以下）及び小児接種（5歳から11歳以下）については、子どもの定期予防接種A類を実施している医療機関に御協力をお願いしています。

2 初回接種について

	初回接種
6～11歳	<p>ファイザーXBB 対応ワクチン（小児用）</p> <p>モデルナ XBB 対応ワクチン【0.5ml】</p>
5歳	<p>ファイザーXBB 対応ワクチン（小児用）</p> <p>モデルナ XBB 対応ワクチン【0.25ml】</p>
6か月～4歳	<p>ファイザーXBB 対応ワクチン（乳幼児用）</p> <p>モデルナ XBB 対応ワクチン【0.25ml】</p>

(1) 使用するワクチン

XBB 対応ワクチン（ファイザー社・モデルナ社）を使用します。

(2) 接種間隔及び接種回数

ア ファイザー社の場合

接種日から通常3週間の間隔を空けたうえ、2回目を接種します。

6か月～4歳の乳幼児接種の場合は、2回目から通常8週間を空けたうえ、3回目を接種します。

※ ファイザー社の場合、乳幼児の初回接種は3回です。

イ モデルナ社の場合

接種日から通常4週間の間隔を空けたうえ、2回目を接種します。

※ モデルナ社の場合、乳幼児でも初回接種は2回です。

(3) 注意点

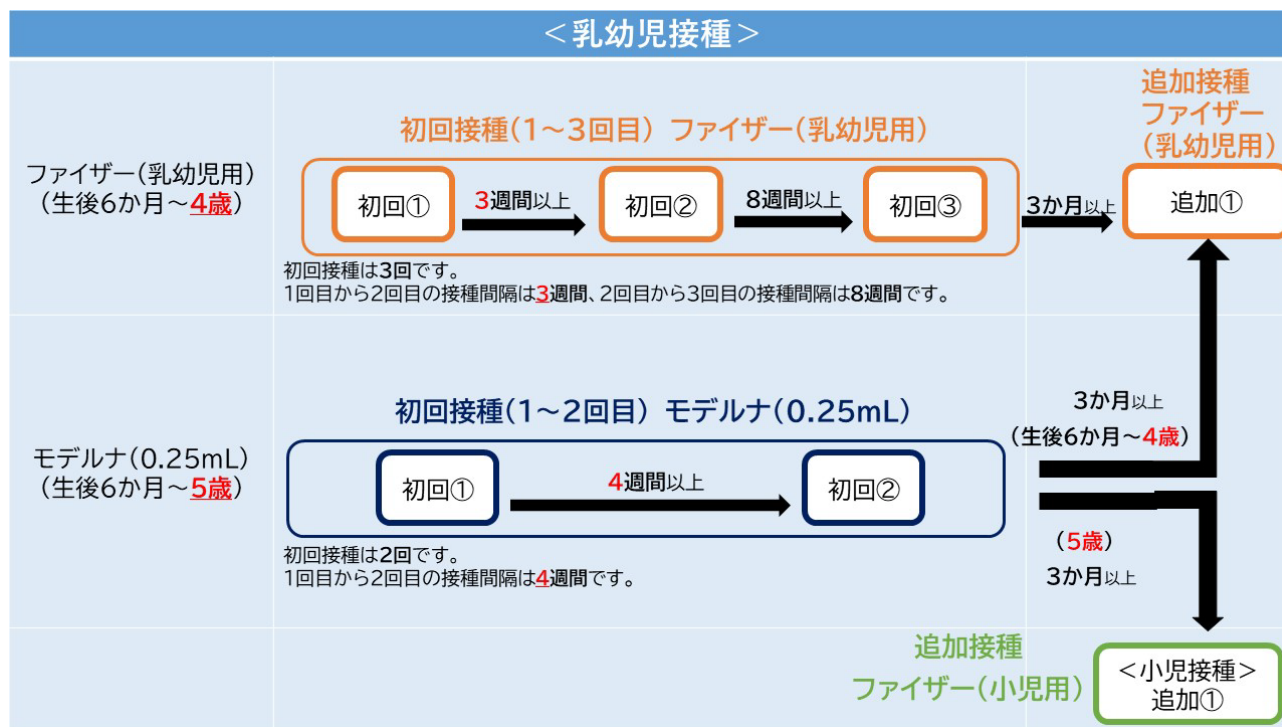
9月19日以前に1回目を従来型ワクチン又はオミクロン株対応2価ワクチンで接種した場合も、9月20日以降2回目の接種では、XBB 対応ワクチンを使用します。

※ 9月20日以降、従来型ワクチン又はオミクロン株対応2価ワクチンを接種した場合、法令上の位置づけがないことから間違い接種となります。

3 【基本情報】乳幼児接種・小児接種の基本的な考え方

■乳幼児接種

初回接種の回数及び接種間隔ファイザー社とモデルナ社で異なりますので、御注意ください。初回接種がファイザー社では接種回数が3回、接種間隔は1回目から2回目が3週間、2回目から3回目が8週間以上、モデルナ社では接種間隔が2回、接種間隔は4週間です。



■小児接種

初回接種の回数はファイザー社・モデルナ社ともに2回ですが、接種間隔が異なりますので、御注意ください。ファイザー社では3週間以上、モデルナ社では4週間以上です。



■交互接種（前回接種時と異なる新型コロナワクチンを使用して接種を行うこと）について

初回接種については、原則として同一の者には、同一のワクチンを使用することとしています。しかし、被接種者に対し1回目及び2回目に同一の新型コロナウイルスワクチンを接種することが困難である場合については交互接種が可能です。その場合、1回目の接種から27日以上の間隔をあける必要があります（1回目から4週間後の同じ曜日以降に2回目を接種）。

【注意】

- ・乳幼児接種の初回接種については、ファイザー社とモデルナ社でそれぞれのワクチンの接種回数が異なることから交互接種はできません。

■他のワクチンとの接種間隔について

- ・インフルエンザワクチン
→同時接種を含め、2週間未満の接種間隔でも接種することが可能です。
- ・インフルエンザワクチンを除くそれ以外のワクチン
→同時に接種できません。片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます（前回接種した2週間後の同じ曜日以降に接種可能）。

■年齢の考え方

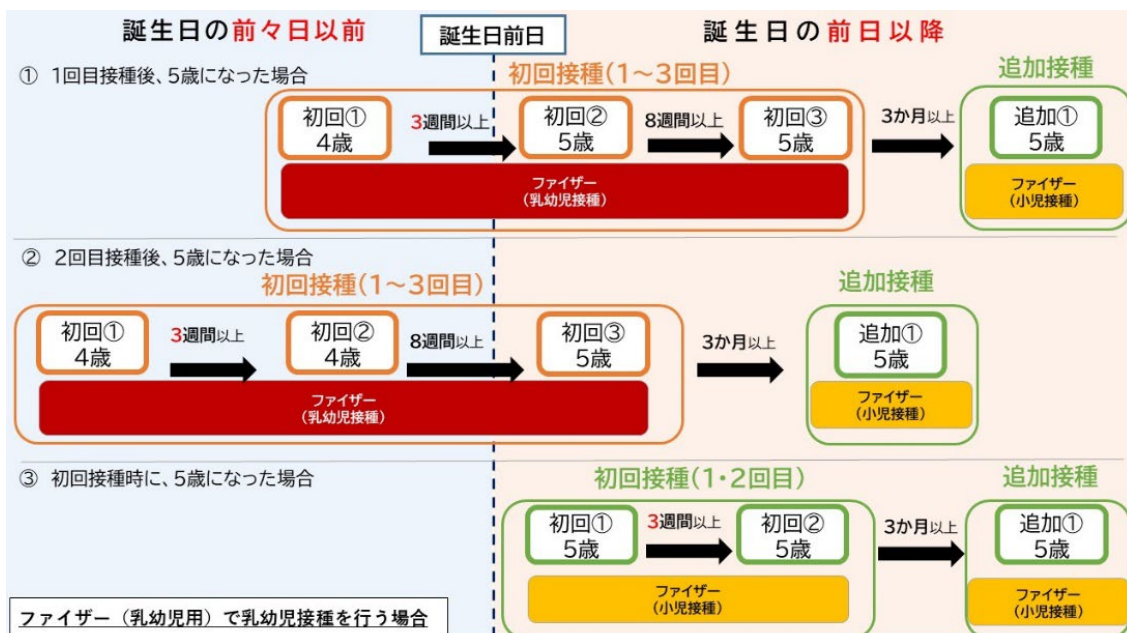
（原則）誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、『●歳以上から接種可能』といった場合、誕生日の前日から接種をすることとしています。

（例外）誕生日の前日に●歳未満用のワクチンを接種した場合でも間違い接種になりません。

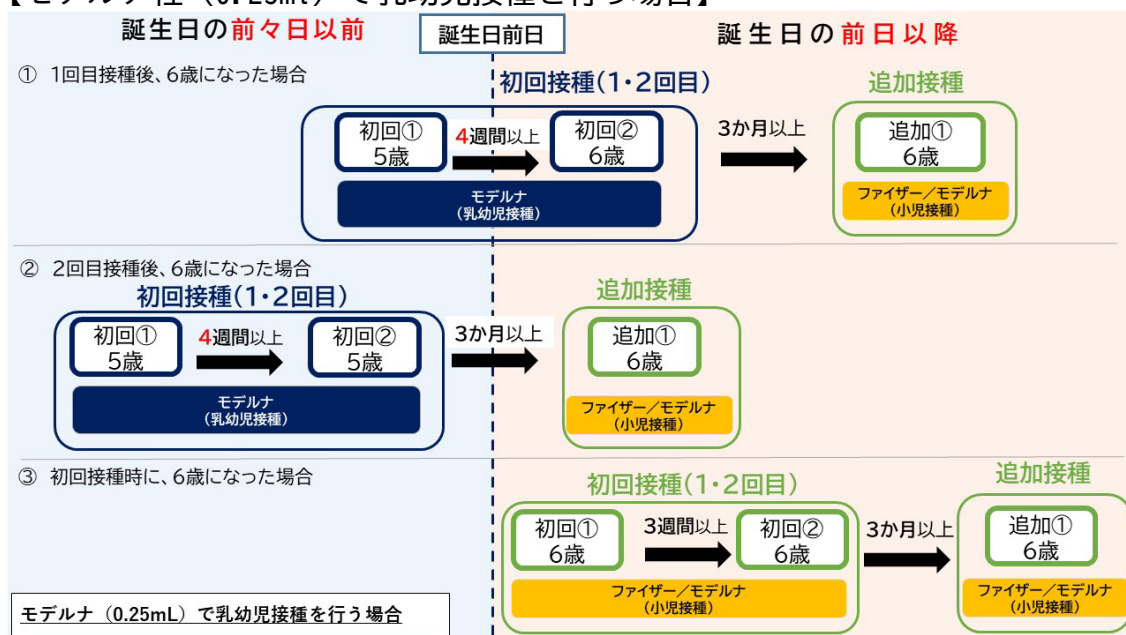
■年齢ごとの使用ワクチン（乳幼児用（生後6か月～4歳）ワクチン）

乳幼児接種は、初回接種をファイザー社は3回セット、モデルナ社は2回セットで接種します。そのため、初回接種を受けている間に、ファイザー社では5歳になった場合でも、モデルナ社では6歳になった場合でも、初回接種では乳幼児用のワクチンを接種します。

【ファイザー社（乳幼児用）で乳幼児接種を行う場合】



【モデルナ社（0.25ml）で乳幼児接種を行う場合】

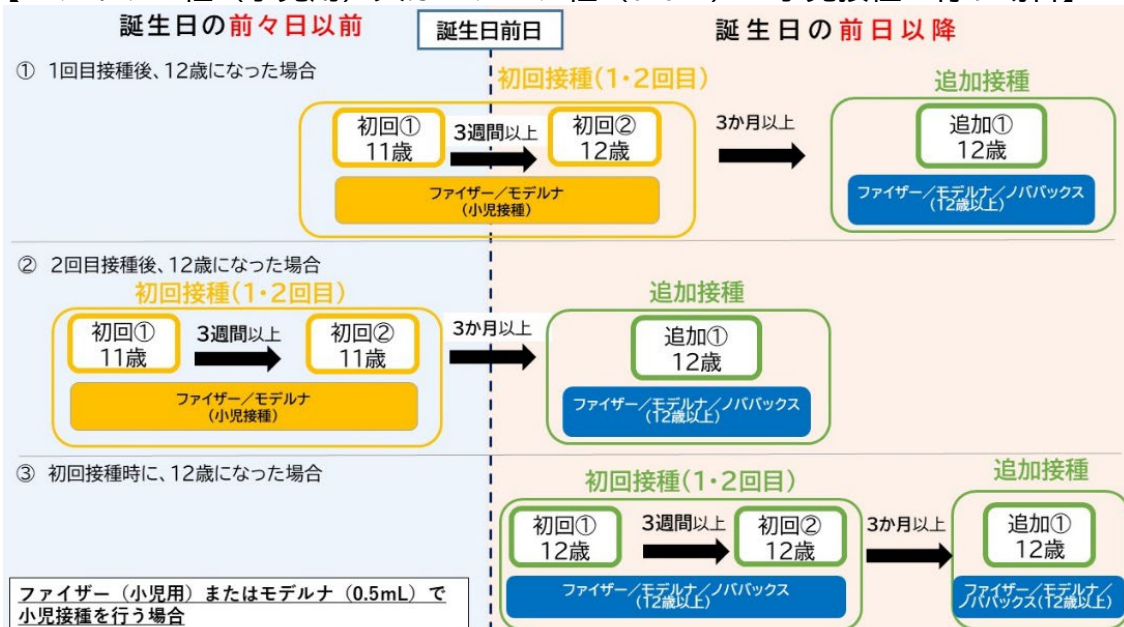


■年齢ごとの使用ワクチン（小児用（5～11歳）ワクチン）

小児接種は、初回接種を2回セットで接種します。そのため、1回目接種後、2回目接種時に12歳になった場合でも、2回目まで小児ワクチンを接種します。

3回目の追加接種時に12歳以上の場合は、12歳以上用のワクチンを接種します。

【ファイザー社（小児用）又はモデルナ社（0.5ml）で小児接種を行う場合】



■接種する部位（乳幼児・小児用ワクチン）

乳幼児用ワクチンは、年齢によって接種する部位が異なります。次の図を必ず御確認のうえ、適切な部位に接種していただくをお願いします。

	接種部位	補足説明
<p>1歳未満</p> <p>乳幼児接種用 (生後6か月～4歳) ファイザー社ワクチン</p>	<p>(A) 大腿前外側部</p>	<p>大腿前外側部に接種 ※接種する筋肉は 外側広筋の中央1/3</p>
<p>1～2歳</p> <p>乳幼児接種用 (生後6か月～4歳) ファイザー社ワクチン</p>	<p>(A) 大腿前外側部</p> <p>(B) 三角筋中央部</p>	<p>大腿前外側部又は 三角筋中央部に接種</p>
<p>3歳以上</p> <p>乳幼児接種用 (生後6か月～4歳) ファイザー社ワクチン</p> <p>小児接種用 (5～11歳) ファイザー社ワクチン</p>	<p>三角筋中央部</p> <p>注射部位</p>	<p>三角筋中央部に接種</p> <p>明らかに筋肉量が少ない場合などは、 年齢に関係なく大腿前外側部に接種可能です。</p>

00-4 接種

次の作業を行っていただき、市民接種を行う準備をお願いします。接種の様子はYouTubeに掲載している動画を御覧ください。

※ 動画：新型コロナワクチン接種にかかる医療機関向け参考動画
～ファイザーワクチン編～



<https://youtu.be/amPD4lXT19w>

注意：動画は作成時点の情報であり、ワクチンの保管期限等は異なります。

1 ワクチン受入・管理

接種前に、解凍・希釈・充填を行い、接種できるよう準備します。

※ ワクチンの種類によって取り扱い方法が異なりますので、御注意ください。

	ファイザー乳幼児接種 (生後6か月～4歳)	ファイザー小児接種 (5歳～11歳)	モデルナ
冷蔵解凍 (2～8℃)	庫内約2時間で解凍	庫内約4時間で解凍	庫内約2時間30分で解凍
室温解凍	約30分で解凍	約30分で解凍	約1時間(室温15～25℃)で解凍
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 室温で解凍開始から24時間以内かつ希釈後12時間以内に使用 解凍後の再凍結は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 室温で解凍開始から24時間以内かつ希釈後12時間以内に使用 解凍後の再凍結は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 解凍後(穿刺前)8～25℃で最長24時間に使用 初回穿刺から2～25℃で12時間以内に使用 解凍後の再凍結は不可

※ ワクチン種別ごとの特徴等については、「市民接種マニュアル～配送編～」内の「01-1 各社ワクチンの特性について」を御確認ください。

2 受付(接種当日)

窓口に来た被接種者の接種券、予診票、母子健康手帳、**資料2**本人確認書類、お薬手帳(お持ちの方のみ)により接種対象者であることを確認します。

なお、母子健康手帳が確認できない場合については、保護者の自己申告により他のワクチンとの接種間隔を確認してください。

【重要な確認事項】

■被接種者が接種年齢要件を満たしているか

※ 被接種者が持参した接種券の「色」で接種年齢要件を判断せずに、必ず本人や保護者から年齢・生年月日の確認を行ってください。

■追加接種の場合、前回接種後3か月を経過していること

初回接種が完了した追加接種の場合は、接種券及び予診票を確認し、前回接種から適切な接種間隔が経過しているか必ず確認してください。前回接種日が確認できない場合には、間違い接種につながる可能性が高いため接種は行わないでください。

■初回接種の2回目（又は3回目）の場合、前回接種のワクチン種別を確認

何らかの理由で異なるワクチンを使用する場合（交互相種の場合）、1回目接種から27日以上の間隔をおいて接種が可能です（1回目から4週間後の同じ曜日以降に2回目を接種）。

ただし、モデルナ社 XBB 対応ワクチンの接種を受けた生後6か月以上5歳以下の者及びファイザー社 XBB 対応ワクチン（6か月～4歳用）の接種を受けた生後6か月以上4歳以下の者については、それぞれのワクチンの接種回数が異なることから、2回目又は3回目に1回目又は2回目に接種したものと異なる新型コロナワクチンを接種すること（交互相種）はできません。

なお、交互相種できるのは次の場合です。

- ・1回目のワクチンの流通の減少や転居などにより、2回目を同じワクチンで受けることが困難である場合
- ・医師が医学的見地から、1回目と同じワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した場合
- ・令和5年9月19日以前に初回接種の1・2回目として従来型ワクチン又はオミクロン対応2価ワクチンの接種を受けた者に対して、令和5年9月20日以降に初回接種の2・3回目の接種としてXBB対応ワクチンを接種する場合

■接種券を所持していること

接種券は、接種実施医療機関等が接種対象者であることを確認するうえで重要なものであることから、接種券を活用した接種実施（接種券の持参）を原則とします。

間違い接種にならないよう、必ず接種券の確認をしてください。

■他の予防接種(インフルエンザワクチンを除く)との接種間隔が確保されていること

■予診票に保護者の署名があること

※接種券に印字されている「接種可能日」を確認しましょう。

あなたは3回目接種から5か月以降
2023年9月20日以降

接種回数	接種年月日	接種種別	接種回数
1回目	2021年2月4日	ファイザー	60799
2回目	2021年2月25日	ファイザー	60799
3回目	2021年12月29日	ファイザー	60799

1回目接種欄は、他自治体の住民として接種を受けた等によりカッコ書きや「*」で記載されている場合がありますが、あくまで前回接種からの適正な間隔が確保されていれば接種可能ですので問題ありません。

※ 接種券の「色」で接種年齢要件を判断せず、本人や保護者から年齢・生年月日の確認を行ってください。

3 予診

接種を行う前に、予診票の記載事項の確認、問診及び診察を行います。

予診票の確認については、厚生労働省作成の「予診票の確認のポイント」、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」を御覧ください。

- ★「予診票の確認のポイント」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000928832.pdf>
- ★「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000763587.pdf>
- ★「新型コロナワクチン接種における予診時の確認について」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000784458.pdf>

(1) 副反応に対する説明を行い、同意を得ます。

◆ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について

胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状が見られた場合には速やかに医療機関を受診するよう説明します。

(2) **接種記録の確認**（過去に接種したワクチンの種類、接種間隔、他のワクチン接種の有無等）を実施します。

※ **接種間隔の誤り等を原因とする間違い接種が発生しています。必ず確認してください。**

※ 初回接種の交互接種に関しては、21 ページ「**■交互接種について**」を御確認ください。

※ 前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

(3) 接種不相当者に該当するか否か確認し、該当する疑いがあると判断される方には、当日は接種を行いません。接種を行わなかった場合、接種券の「診察したが接種できない場合」のシールを剥がして予診票に貼付し、被接種者へ接種券と新しい予診票を渡します。

(4) 既往歴等で、予防接種要注意者に該当する方には、健康状態及び体質を勘案し、慎重に接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ます。

(5) 医師記入欄に、接種の可否をチェックし、署名又は記名押印をします。

4 接種 ～乳幼児接種～

■接種前に被接種者がアルコール過敏症ではないことを確認してください。アルコール過敏症の場合は、アルコールフリーの消毒綿を使用します。

予防接種に従事する者は被接種者ごとに必ず手指を消毒してください。また、手袋をしている場合、手袋をはずして手指を消毒してから新しい手袋を着用し、「筋肉内注射の手技について（厚生労働省）」に記載された方法で接種を行います。

接種後は、使用済みの注射器を速やかに専用の容器に廃棄してください。

※ 筋肉内注射の手技について（厚生労働省）

<https://www.youtube.com/watch?v=05tj3XcN2vE&t=0s>



■接種後の事務手続き

- ①予診票に接種券のシールを台紙から剥がして、予診票の所定の欄に貼付します。
 - ②接種券台紙の予防接種済証部分にワクチンシール（予防接種済証用）を貼付します。その他、記載すべき事項（接種日、接種場所等）を記載してください。
 - ③母子健康手帳にメーカーが提供するワクチンシール（母子健康手帳用）を貼付の上、記載すべき事項（ワクチンの種類、接種年月日等）を記載してください。
 - ④予診票にワクチンシール（予診票用）を貼付します。
 - ⑤医療機関等においては、予診票（医療機関保管用）を保管します。
- 自治体によって接種券の様式が異なります。

〈横浜市が発行する接種券の場合〉

接種券と予診票が分かれている形式を発行します。

接種希望者が持参する接種券イメージ

予診票のイメージ

接種券イメージ

- メーカーが提供するワクチンシール
 - 1枚 (予防接種済証用) 45mm x 22mm
 - 3枚 (予診票用) 28mm x 7mm
 - 1枚 (母子健康手帳用) 20mm x 6mm

予診票イメージ

- ①接種券を貼付
- ②接種済証に貼付
- ③母子健康手帳にワクチンシールを貼付
- ④予診票に貼付
- ⑤予診票のコピー又は控えを医療機関において保管

電話番号記載欄
※ 保護者の方と連絡がつく緊急連絡先を御記入いただくようお願いいたします。

署名欄
※ 保護者の方の氏名を御署名いただくようお願いいたします。

母子健康手帳にメーカーが提供するワクチンシール（母子健康手帳用）を貼付の上、予防接種済証に記載すべき事項（接種日、接種場所等）を記載してください。

母子健康手帳（予防接種の記録のページ）

≪接種当日に母子健康手帳が確認できない場合の対応方法について≫

ワクチンメーカーが提供しているロット番号等が記載されたワクチンシール（大）を接種券シール台紙にある「予防接種済証」部分に貼付し、必要事項（接種年月日・接種場所）を記載してください。

接種希望者が持参する接種券イメージ（見本）



（予防接種済証用）



実施場所は、

- ・個別接種する場合→医療機関名称
 - ・施設で接種する場合→医療機関名(施設名)
 - ・在宅で接種する場合→医療機関名称
- を記載してください。

5 接種～小児接種～

接種前に被接種者がアルコール過敏症ではないことを確認してください。アルコール過敏症の場合は、アルコールフリーの消毒綿を使用します。

予防接種に従事する者は被接種者ごとに必ず手指を消毒してください。また、手袋をしている場合、手袋をはずして手指を消毒してから新しい手袋を着用し、「筋肉内注射の手技について（厚生労働省）」に記載された方法で接種を行います。

接種後は、使用済みの注射器を速やかに専用の容器に廃棄してください。

※ 筋肉内注射の手技について（厚生労働省）

<https://www.youtube.com/watch?v=O5tj3XcN2vE&t=0s>



■接種後の事務手続き

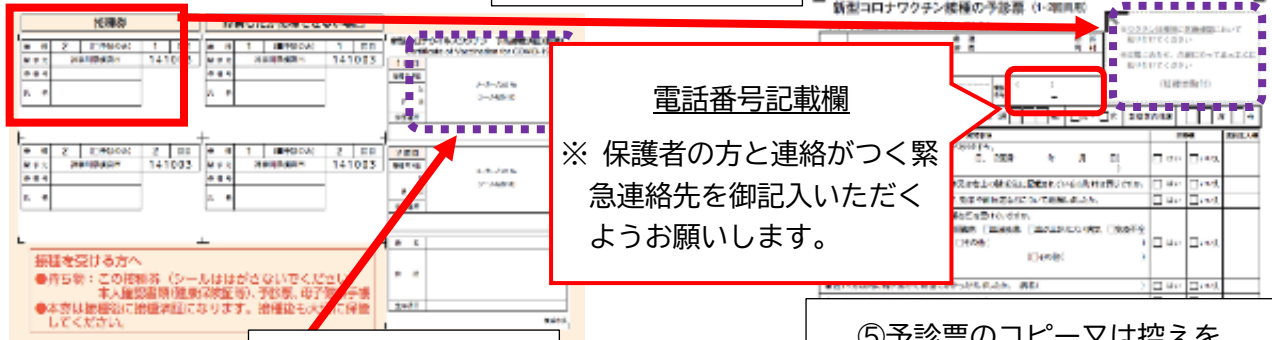
- ① 予診票に接種券のシールを台紙から剥がして、予診票の所定の欄に貼付します。
- ② 接種券台紙の予防接種済証部分にワクチンシール（予防接種済証用）を貼付します。その他、記載すべき事項（接種日、接種場所等）を記載してください。
- ③ 母子健康手帳にメーカーが提供するワクチンシール（母子健康手帳用）を貼付の上、記載すべき事項（ワクチンの種類、接種年月日等）を記載してください。
- ④ 予診票にワクチンシール（予診票用）を貼付します。
- ⑤ 医療機関等においては、予診票（医療機関保管用）を保管します。
自治体によって接種券の様式が異なりますので御注意ください。

〔横浜市が発行する接種券の場合〕 接種券と予診票が分かれている形式を発行します。

接種希望者が持参する接種券

①接種券を貼付

予診票



②接種済証に貼付

⑤予診票のコピー又は控えを医療機関において保管

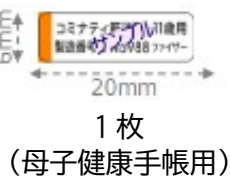
メーカーが提供するワクチンシール

④予診票に貼付



署名欄

※保護者の方の氏名を御署名いただくようお願いします。



母子健康手帳にメーカーが提供するワクチンシール（母子健康手帳用）を貼付の上、予防接種済証に記載すべき事項（接種日、接種場所等）を記載してください。

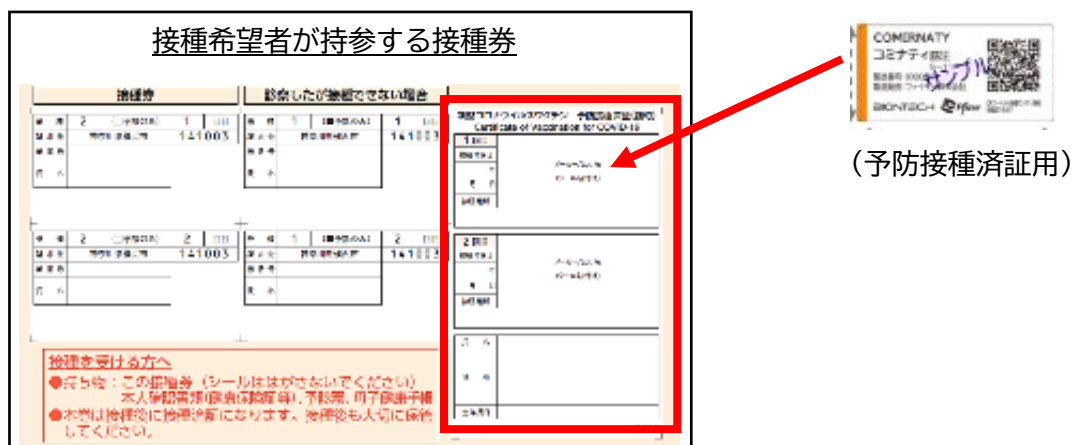
③母子健康手帳にワクチンシールを貼付

母子健康手帳

（予防接種の記録のページ）

《接種当日に母子健康手帳が確認できない場合の対応方法について》

ワクチンメーカーが提供しているロット番号等が記載されたワクチンシール（大）を接種券シール台紙にある「予防接種済証」部分に貼付し、必要事項（接種年月日・接種場所）を記載してください。



■予診票記載の留意点

ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	医療機関等
シール貼付位置 ※特に合わせてまっすぐに貼付けてください (注)有効期限が切れているかどうか	ml	医師名	接種年 月 日

実施場所は、

- ・個別接種する場合→医療機関名称
- ・施設で接種する場合→医療機関名(施設名)
- ・在宅で接種する場合→医療機関名称を記載してください。

〔参考〕接種券一体型予診票

自治体によっては、予診票に接種券の情報が印字され、接種券と予診票が1枚にまとまっているものがあります。複写式ではないため、医療機関は診療録として、予診票の写しを取って保管する必要があります。

市外に住民票がある方が持参する接種券等のイメージ

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票 (追加接種用)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

接種 2 (予診のみ)	3 回目
請求先 ○○県○○市	123456
番号 1234567890	QRコード
氏名 厚生 ●●●●●●●●	太郎
生年月日 (西暦) 年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
診察前の体温 度 分	

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナウイルスワクチンの接種をいつ受けましたか。 接種日(1回目: 年 月 日、2回目: 年 月 日) 接種を受けたワクチン()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、クーポンに記載されている市町村は同じですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
「新型コロナウイルスワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病名: <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 肝臓病 <input type="checkbox"/> 血液疾患 <input type="checkbox"/> 血が止まりにくい病気 <input type="checkbox"/> 免疫不全 <input type="checkbox"/> 毛細血管漏出症候群 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
治療内容: <input type="checkbox"/> 血をサラサラにする薬() <input type="checkbox"/> その他()		
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。病名()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありませんか。 種類() 症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。種類() 受けた日()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

医師記入欄
以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(可能 見合わせる)
本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。

医師署名又は記名押印

医療機関記入欄
 時間外(受付時間:) 休日 小児(6歳未満) 予備① 予備②
※接種する期間について、クーポンの用紙は必ずお持ちください。

新型コロナウイルス接種希望書
医師の説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(接種を希望します 接種を希望しません)
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会 年 月 日 接種者又は保護者自筆
(※接種者または保護者の署名)が署名し、代表者名及び住所等と併せて記載し、国民健康保険中央会に提出されることに同意します。
(※接種者の18歳未満の場合は保護者自筆、成年後見人の場合は本人又は成年後見人自筆)

ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	医療機関等
シール貼付位置 ※特に合わせてまっすぐに貼付けてください (注)有効期限が切れているかどうか	ml	医師名	接種年 月 日

(注) 印刷事項の文字等については今後変更される可能性があります。

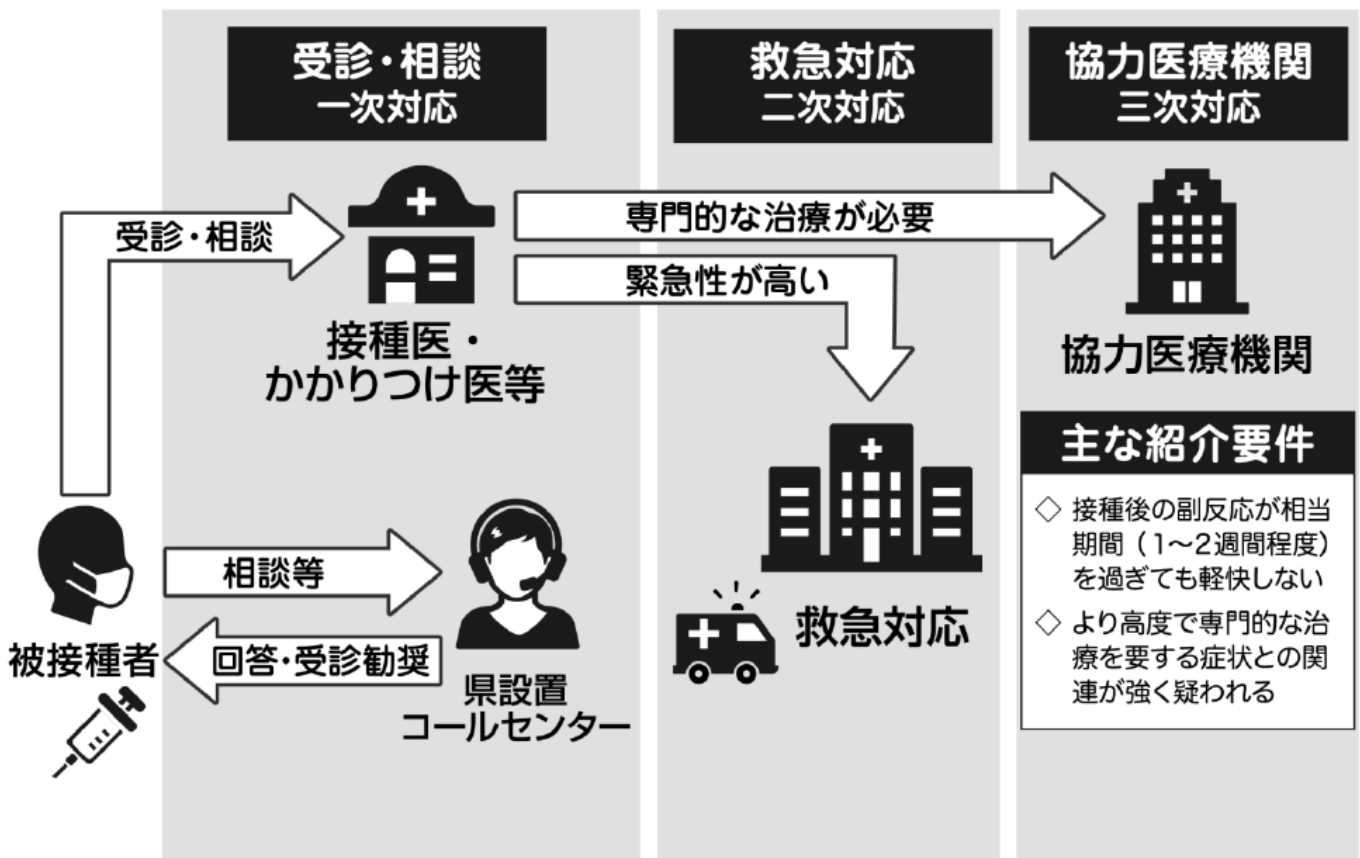
6 経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後 15 分間は待機させ、被接種者の状態を観察します。過去に重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、30 分程度、経過を観察します。

横浜市では、集団接種会場において、ワクチン接種によりアナフィラキシーショック等のアレルギー症状が生じた場合の対応について、[資料3](#)「新型コロナウイルスワクチン集団予防接種アナフィラキシーの初期対応について」として対応をまとめています。参考として御覧ください。

副反応が発現した際の対応フローは次の通りとなります。症状に応じて、適切な対応をしてください。

■副反応が発現した際の対応フロー



■一次対応【被接種者による相談対応】

「神奈川県新型コロナワクチン副反応等相談センター」電話：045-285-0719 (24時間)

接種後に継続的に生じた副反応に係る相談等、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応します。なお、電話を通じた限られた情報により行われるものであり、あくまでも相談者が判断する際の参考意見（診療行為ではない）を提供するものです。必要に応じて被接種者へ情報提供をお願いします。

◆4月1日以降の「神奈川県新型コロナワクチン副反応等相談センター」について◆

神奈川県から以下のとおり、受付時間を変更すると連絡がありましたので御注意ください。また、4月1日以降の電話対応は、神奈川県的一般事務職が対応するので、あらかじめご承知おきください。

【3月31日まで】24時間

【4月1日以降】月～金 9:00～17:00 (平日のみ、土日祝休)

■二次対応【救急対応】

アナフィラキシー等、緊急性が高い場合は、当該地域の救急医療体制で対応します。意識障害、呼吸困難等の重篤な症状の場合は、119 番へ連絡してください。

■三次対応【協力医療機関】

より高度で専門的な治療を要する症状との関連が強く疑われる際に相談してください。

※ 地域のかかりつけ医等からの専門的な相談に対応する医療機関のため、被接種者への御案内等は行わないようにしてください。

医療機関名	横浜市立大学附属病院	昭和大学藤が丘病院	神奈川県立 こども医療センター
窓口部署	地域連携担当	地域医療連携室	地域医療連携室
電話番号	045-787-2800 平日9:00~17:00	045-974-6571 平日8:30~17:00 (日曜・祝日を除く)	045-711-2351 (内線3126) 平日9:00~16:30
備考	医療機関からの予約のみ、完全予約制、紹介状必須	受診日前日(日曜・祝日を除く)16:30までに予約 診察日は月曜日・火曜日・水曜日(8:30~14:30)	<u>対象は15歳以下 (中学生まで)</u>

7 VRS (ワクチン接種記録システム)

VRS とは、国が構築したワクチンの接種記録をリアルタイムで登録するシステムのことで、接種券の個人ごとの番号を国が無償で貸与する「タブレット端末」で読み取ることで、接種の記録ができます。

VRS の登録情報を基に被接種者の接種券を発送するため、ワクチン接種を行った当日中に、VRS に正確な接種記録を登録してください。 誤った登録を行ってしまうと様々な影響が出てしまうため、VRS 登録は正確に行ってください。

事案	影響
登録を誤った	<ul style="list-style-type: none"> 接種可能日より早く接種券が届く。 誤った接種可能日が記載されることにより、間違い接種につながる。 接種券の発送が遅れる。 接種完了者に接種券が送付され、間違い接種につながる。
登録を怠った (登録をしない)	<ul style="list-style-type: none"> 接種券の発送ができない。 正確な接種証明書を発行できない。 健康被害救済制度が適用にならない。

【ログインして使用する】

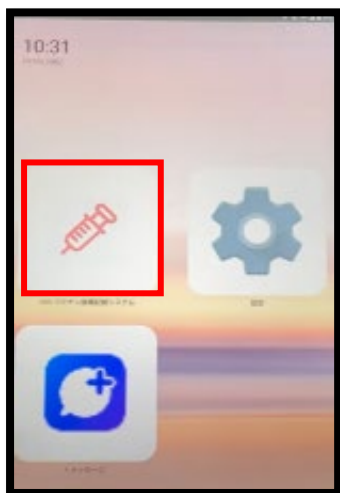
- ① ホーム画面の「ワクチン接種記録システム」をタップ
- ② ログイン画面が表示されるので、設定したログイン ID とパスワードを入力
- ③ 「ログイン」をタップ
- ④ ログインすると、基本情報の設定画面が表示されます。情報を確認し、変更する場合は「変更」をタップ (変更しない場合は「変更せずに次へ」をタップ)

※ この設定画面で必ず接種日の確認を行ってください。

- ⑤「接種会場（＝接種した場所）」「ワクチンの種類(ファイザー 等)」「ロット No」 「接種医師」をタップし入力（ワクチンの種類、ロットNoの表示例は資料のとおりです）
- ⑥「登録」をタップし、準備完了です。

※ 「接種会場」「ワクチンメーカー」「ワクチン製品名」「ロットNo.」「接種医師」は、前回接種時に登録した情報が表示されますので、必ず今回接種時の内容に更新し、登録してください。特に、日付、接種したワクチン種類、製品名、ロット番号の切替時には注意してください。

① ホーム画面



② ログイン画面



③ ログイン画面



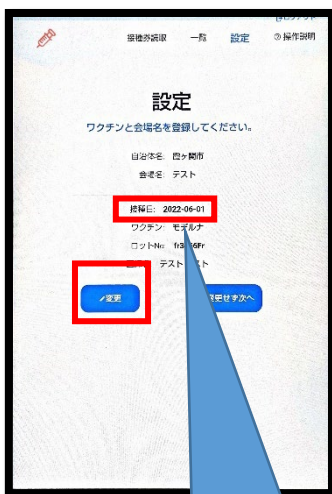
以下の項目を正しく入力してください。

- ・接種会場
- ・接種日
- ・ワクチンの種類
- ①ワクチンメーカー ②ワクチン製品名
- ・ロット No
- ・接種医師

読み取り後、前回の VRS 登録情報が表示されます。

必ず接種時の内容に上書き入力できているか確認し、登録してください。

④ 設定画面



⑤ 設定編集画面



⑥ 設定編集画面



ワクチンメーカー
ワクチン製品名を
正確に選択してください

必ず接種日等を確認ください。

VRS を起動させた日付が自動的に表示されます。続けて読み取りする際にも必ず確認！！

接種日、ワクチンの種類、ロット No. の登録情報に誤りが無いか**再確認**してください。

※ VRS の登録情報を基に接種券を発送しますので、
正確な情報を登録してください。

★令和5年秋開始接種からの変更点【重要】

ワクチンメーカー	ワクチン製品名
ファイザー	コミナティ
ファイザー	コミナティ(6か月から4歳用)
ファイザー	コミナティ(5から11歳用)
ファイザー	コミナティ(5から11歳用BA. 4/5)
ファイザー	コミナティ(2価:BA.1)
ファイザー	コミナティ(2価:BA.4/5)
ファイザー	コミナティ(XBB. 1.5)
ファイザー	コミナティ(5から11歳用XBB. 1.5)
ファイザー	コミナティ(6か月から4歳用XBB. 1.5)
モデルナ	スパイクバックス
モデルナ	スパイクバックス(2価:BA.1)
モデルナ	スパイクバックス(2価:BA. 4/5)
モデルナ	スパイクバックス(XBB. 1.5)
モデルナ	スパイクバックス(6から11歳用 XBB. 1.5)
モデルナ	スパイクバックス(6か月から5歳用XBB. 1.5)
武田(ノバックス)	ヌバキソビッド
アストラゼネカ	パキセプリア
ヤンセンファーマ	ジェコビデン
第一三共	ダイチロナ
第一三共	ダイチロナ(XBB. 1.5)

ワクチンメーカーとワクチン製品名を正しく選択してください。

★会場名の入力方法について【重要】

会場名の入力方法について、下記のルールに基づき、御入力ください。

- ① 個別接種の場合 保険医療機関コード+医療機関名
例：1403123456 横浜市役所クリニック
- ② 施設接種の場合 保険医療機関コード+医療機関名 (施設名)
例：1403123456 横浜ワクチンクリニック (横浜の森)
- ③ 訪問接種の場合 保険医療機関コード+医療機関名 (訪問接種)
例：1403987654 横浜訪問病院 (訪問接種)

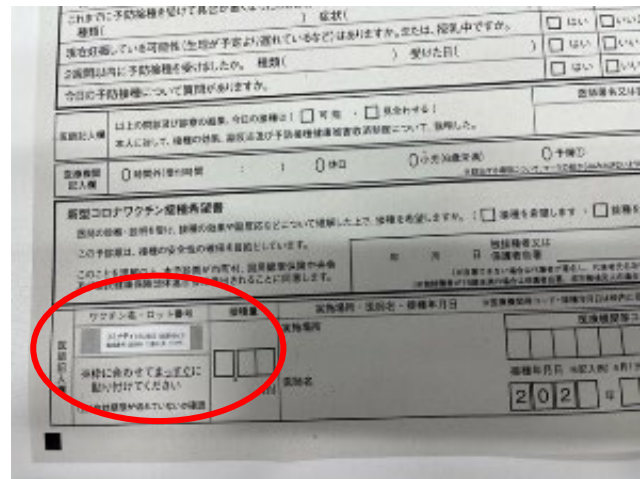
★ロット番号について

接種バイアル(瓶)と付属するシールでの表示場所を参考に、正しく入力してください。

特にバイアルを変更した前後はVRSの登録に注意が必要です。

接種バイアル(瓶)での製造番号表示

予診票左下に貼り付けたシールの製造番号



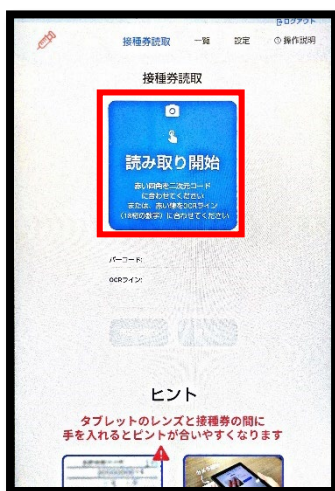
【接種券を読み取る】

- ① 「接種券読取へ」をタップ
- ② 接種券読取画面が表示されたら、「読み取り開始」をタップ
- ③ カメラが起動すると接種券の二次元コード及び OCR ラインの読み取り場所が赤く表示されます。

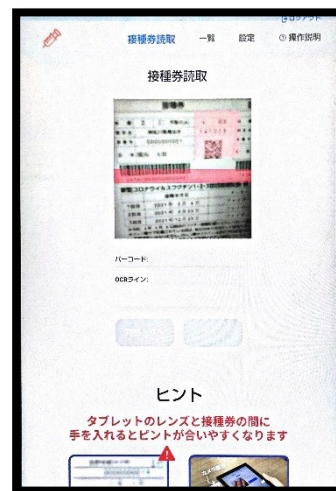
① 接種券読取



② 読み取り開始



③ カメラ起動

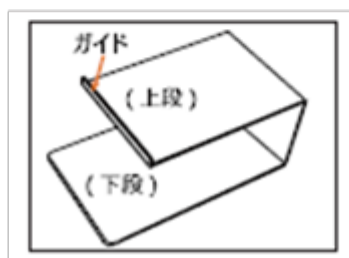


- ④ 赤い枠に接種券の二次元コード又は OCR ラインを合わせ読み取ります。接種券とカメラの距離は約 7.5cm 離すとスムーズに読み取れます。

④接種券二次元コード又は OCR コード読み取り



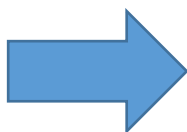
※必要に応じて読み取りスタンドを活用ください。



●タブレット (d-42A) を
ご使用の場合



読み取りスタンド上段の左側のガイドに合わせてタブレットを乗せてください。カメラ部分を台からはみ出して置いてください。

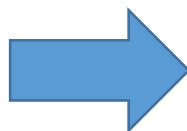


下段の上に接種券を奥側に置き、タブレット画面を見ながらスキャンできる位置に接種券を調整してください。

●タブレット (d-41A) を
ご使用の場合



読み取りスタンド上段の左側のガイドに合わせてタブレットを乗せてください。カメラ部分を台からはみ出して置いてください。



下段の上に接種券を手前側に置き、タブレット画面を見ながらスキャンできる位置に接種券を調整してください。

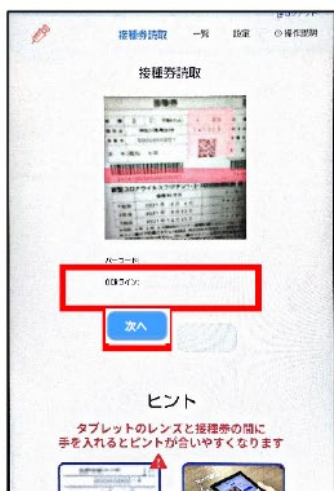
- ⑤ 二次元コード又は OCR ラインを読み取ると 18 桁の番号が自動で入力されるので、正しく読み取られているか確認し、「次へ」をタップ

※ 読み取れない場合、二次元コードは手入力が可能です。

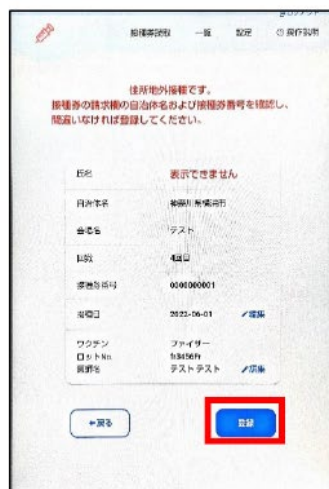
- ⑥ 読み取り情報が表示されますので、接種券番号等の間違いがないか予診票と照合します。問題なければ「登録」をタップ⇒登録完了です。

- ⑦ 続けて読み取る場合は、「接種券読取へ」をタップ

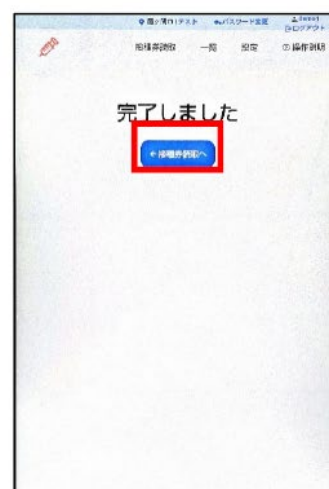
⑤確認画面



⑥確認画面



⑦完了画面

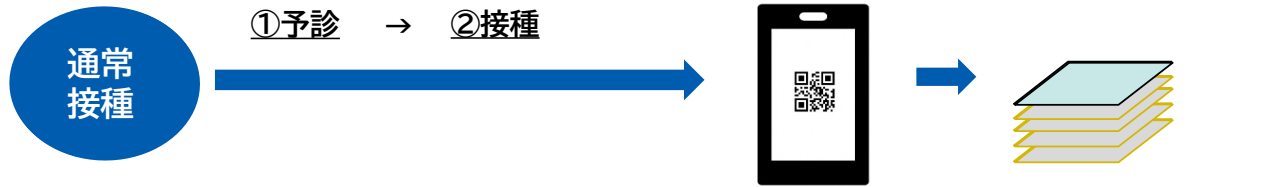


★予診したが接種できなかった場合【重要】

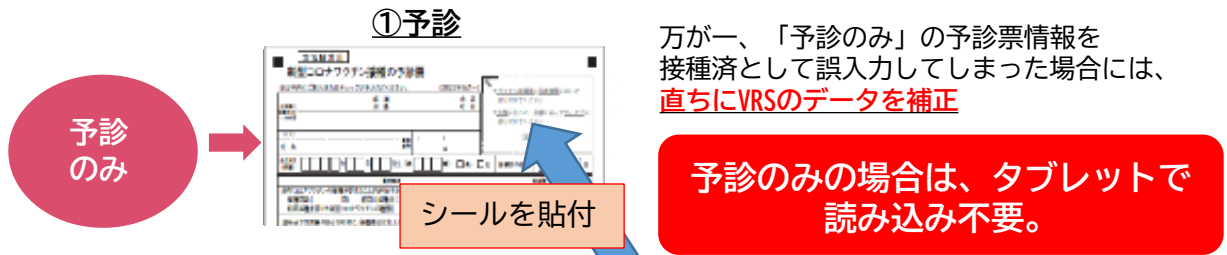
予診のみを行った場合の VRS 端末での予診票の読取は行わないでください。
予診したが接種できなかった場合の予診票は分けて管理をお願いします。

■予診票取扱いフロー

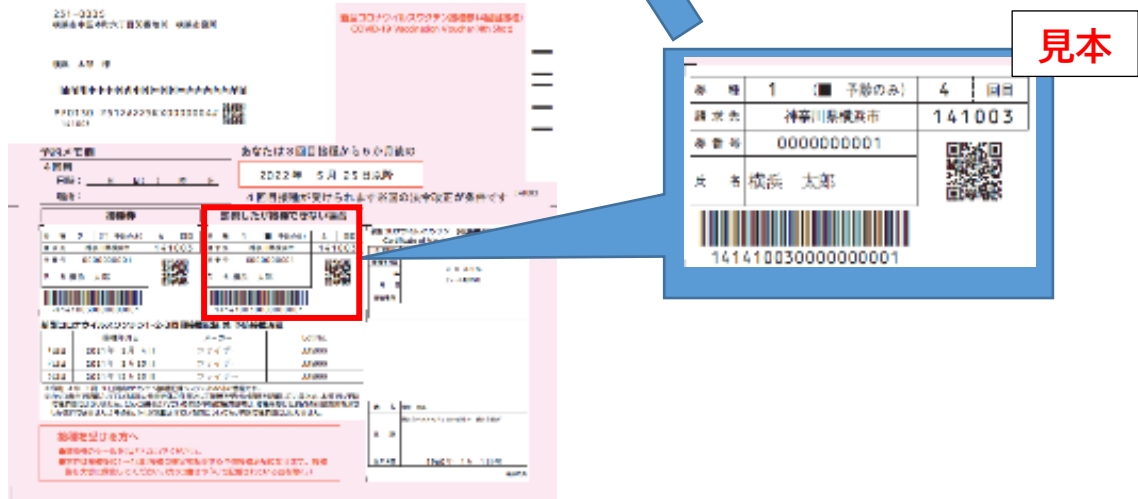
○接種した場合



○予診のみの場合



※接種した予診票と予診のみの予診票は分けて保管



※ VRS の登録情報を基に接種券を発送しますので、正確な情報を登録してください。

VRS の情報は接種証明に係る記録として記録されます。正しい情報で接種の記録がされないことで接種者本人への不利益となるほか、異物混入等の医療事故が発生した際の接種状況確認にあたって重要なキーとなる項目ですので、誤りのないように処理いただきますようお願いいたします。

【接種券読み取り時のミス事案】

- ・ 接種の翌日以降に接種券を読み取る際に、本来の接種年月日ではなく、登録日(読み取った日付)で登録してしまった。
- ・ 複数の日付の予診票をまとめて読み取る際に、直前の接種者の情報から接種年月日やロットナンバーに切り替えを行わず、続けて登録してしまい、誤った情報を登録してしまった。

【読み取り情報に間違いがある場合】

○請求前

再度、二次元コードを読み取り、読み込み編集項目を変更し、**VRSへ改めて登録を行うことで訂正が可能**です。「すでに登録済みの該当者です」というエラーが表示されますが、正しい情報であることを確認できれば、**正しい情報まで何度でも登録可能**となっています。

○請求後

読み取り情報に間違いがある場合は、下記問い合わせ先へ御連絡ください。

【問合せ先】

横浜市医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当 接種記録班

件名 : 【VRS データ修正依頼】

メールアドレス : ir-v-vm-seikyu@city.yokohama.jp

【その他】

- ・ 「該当する接種対象者が見つかりませんでした」と表示される場合は、接種券発行自治体が接種対象者登録を行っていない可能性があります。氏名は表示されませんが、氏名以外の情報に間違いがないか予診票と照合し、手順通りに登録を行って構いません。
- ・ 「住所地外接種です。接種券の請求欄の自治体名を確認してください」と表示される場合は、他自治体で発行された接種券です。氏名は表示されませんが、氏名以外の情報に間違いがないか予診票と照合し、手順通りに登録を行ってください。

※ 動画：新型コロナウイルスワクチン VRS 読み取りに関する動画

<https://www.youtube.com/watch?v=6rDn9UZZnM0>



8 予診票

(1) 予診票（複写式3枚綴り）

予診票の様式については、令和3年5月28日厚生労働省の事務連絡によって、当初の様式から変更になっています。

接種回数	前接種日	前接種を受けた新型コロナウイルスワクチンの種類	接種回数	前接種日	前接種を受けた新型コロナウイルスワクチンの種類
年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

「接種回数」・「前回の接種日」・「前回接種を受けた新型コロナウイルスワクチンの種類」を記入します。
そのため、接種回数に関わらず御利用いただけます。

※ 従来の様式でも通常通りお使いいただけます。

(2) 予診票（予備分）の配布 ※ 3月13日(水)申請分をもって受付を終了しました。

ワクチン接種に必要な予診票は、接種券と同封して本人に送付しています。

追加の予診票が必要な場合のみ、次の URL からお申し込みください。

なお、予診票は厚労省のホームページにも掲載されていますので、手持ちの予診票がない場合には、ホームページからダウンロードしたものを印刷してお使いいただくこともできます。その場合は複写となっていないため、請求時に写しを取り、その写しを控えとして医療機関で保管してください。ダウンロードした予診票の本人控の本人へのお渡しは任意です。

- ・ 新型コロナウイルスワクチン予診票（予備）の配付について

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2217fea1-c554-464a-98a1-94738b434e67/start>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

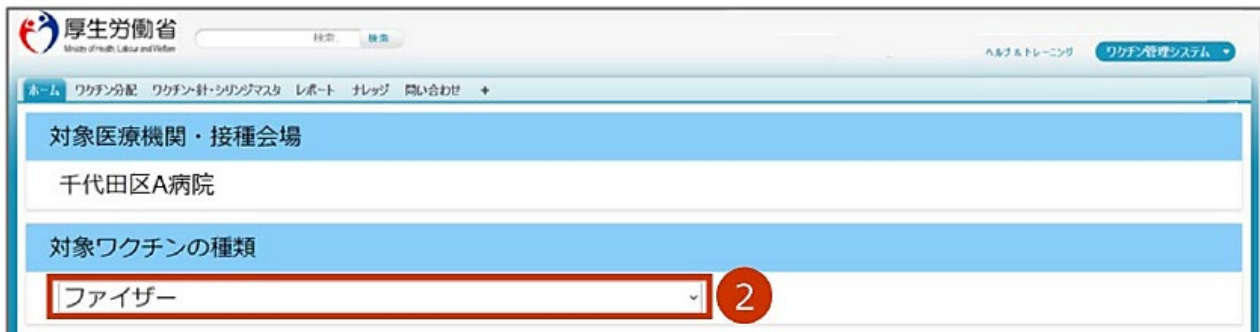
9 廃棄数報告

令和5年9月20日以降、XBB対応ワクチン以外のワクチンは法令上の位置づけがなくなったことから、それまで使用していたワクチン（従来株、オミクロンBA.1、BA.4/5等）は適正に廃棄をお願いします。廃棄後は、次のとおり廃棄数報告をお願いします。

(1) V-SYS にログインし、「ワクチン廃棄量等の報告」ボタンを押下し、入力画面へ



(2) 「対象ワクチン」で接種実績を報告するワクチンを選択



(3) 「廃棄数の報告」を入力します。

注! 廃棄数の報告は、未開封のバイアルを有効期間切れ等の理由により廃棄した場合及び開封はしたものの1回も接種をせずに廃棄した場合に実施するものです。

開封後1回でも接種したバイアルについては、廃棄数に含めないでください。

ファイザーの場合

2021年12月以降の廃棄量の報告	
11月25日時点の廃棄済みのバイアル本数（累計）	50本
2021年12月以降に未使用のまま廃棄したバイアル本数（累計）	30本

11月25日時点の廃棄済みのバイアル本数（累計）

2021年12月以降に未使用のまま廃棄したバイアル本数（累計）

2021年12月以降に未使用のまま廃棄したバイアル本数（累計）

3

5

80本

50本

例えば、今回の実績が「30」だったとしたら、
前回までの接種実績「50」+今回の実績「30」=「80」を入力する

<入力の際に気を付けること>

- ・必ず累計を入力してください。
- ・画面の右側に、前回までの廃棄数が、登録済みの内容として表示されます。登録済みの内容に今回の廃棄数を加えた値を入力してください。

00-5 副反応報告・事故報告について

1 副反応報告について

報告の対象となる症状の発生を知った、医師又は医療機関の開設者は、予防接種法第 12 条に基づき、報告しなければならないこととされています。

当該患者の対応をした医師は★「予防接種後副反応疑い報告書」を作成します。

(1) 報告の対象となる症状

- ・ アナフィラキシー（ワクチンとの関連によらず、接種後 4 時間以内に発生した場合）
- ・ 血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）（ワクチンとの関連によらず、接種後 28 日以内に発生した場合）
- ・ 心筋炎（ワクチンとの関連によらず、接種後 28 日以内に発生した場合）
- ・ 心膜炎（ワクチンとの関連によらず、接種後 28 日以内に発生した場合）
- ・ 熱性けいれん（注）（ワクチンとの関連によらず、接種後 7 日以内に発生した場合）
（注） 主に乳幼児期に起こる発熱に伴うけいれんです。中枢神経系感染症などの明らかな原因が認められないものを指します。
- ・ 医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、以下に該当するもの（予防接種との関連性が高いと医師が認める期間に発生した場合）
 - ・ 入院治療を必要とするもの
 - ・ 死亡、身体の機能の障害に至るもの
 - ・ 死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの

ワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行うため、当面の間、以下の症状について、報告を積極的に御検討ください。

けいれん（ただし、熱性けいれんを除く。）、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射（失神を伴うもの）

(2) 報告書作成

副反応を疑う症状を診断した場合には、次のア～ウのいずれかの方法で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告するとともに、横浜市医療局健康安全課に FAX で御報告ください。

報告方法や報告様式、記載例は、厚生労働省ウェブページを参考にしてください。

（参考）

厚生労働省 HP 『医師等の皆様へ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou_youshikietc.html

ア 電子報告受付サイト（<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>）から入力する。

電子報告受付サイトでの提出が終わり次第、サイト上で報告書 PDF を出力し、下記の横浜市の送付先にファックスで送付する（PMDA へのファックス送信は不要です。）。

※ タブレット PC からでも入力できます。

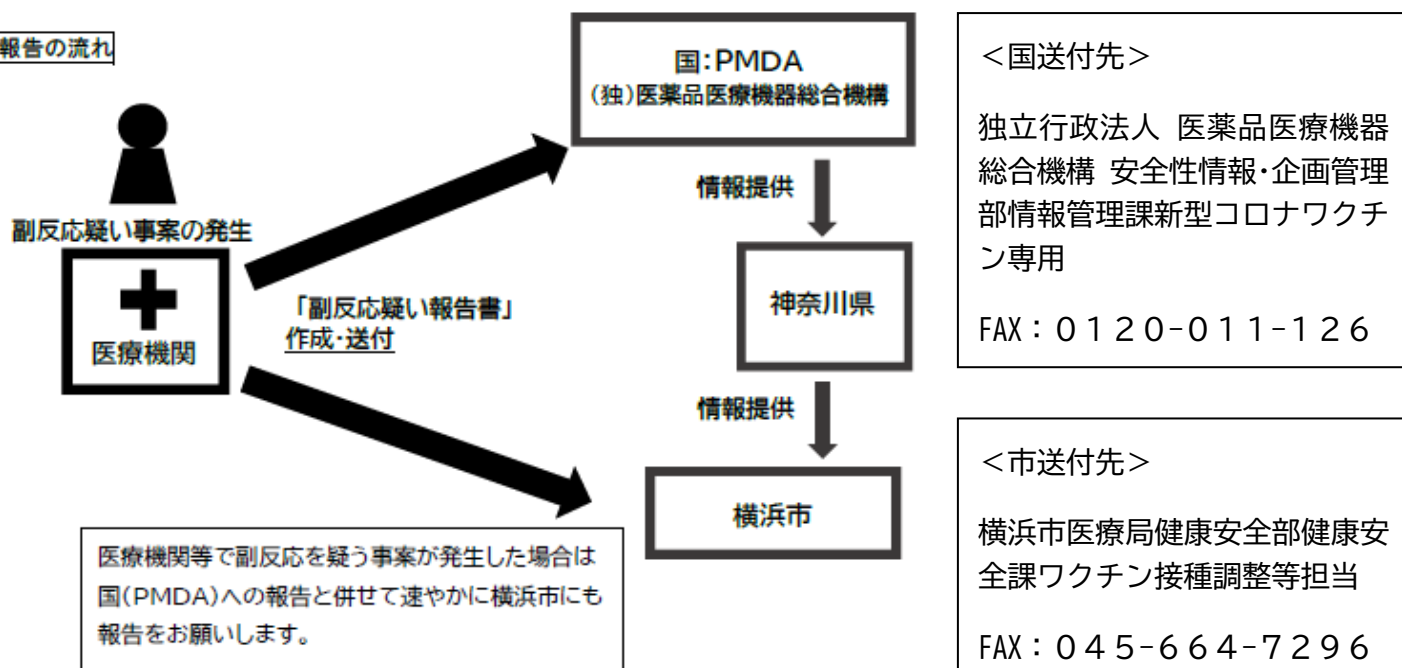
イ 「予防接種後副反応疑い報告書」を記入して、送付先にファックスで送付する。

ウ 予防接種後副反応疑い報告書アプリで作成した報告書を、送付先にファックスで送付する。

電子報告受付サイト
QR コード



報告の流れ



(参考)

副反応疑い報告書入力アプリ (国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>

2 予防接種時の事故（接種間違い等）の対応と報告について

(1) 万が一、予防接種に係る何らかの事故や間違いが発生した場合には、被接種者及び保護者等へ適切な対応を図るとともに、速やかに次の送付先①・②へ御連絡ください。

また、**資料4**「予防接種事故報告書」を作成いただき、メールで提出してください。

※ 医師会に加入していない場合は②のみに報告してください。

※ 事故・間違いに該当するか不明な場合は、②にお問い合わせください。

【送付先】

① 横浜市医師会保健情報課

mail: hoken-joho@yokohama-med.or.jp

FAX: 045-681-5763

② 横浜市医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当

mail: ir-v-pi@city.yokohama.jp

(2) 事故防止の徹底について

《受付のとき》

- 被接種者の名前や接種するワクチンを確認し、予定外のワクチンを接種しないようにする。
(特に、前後で続けて他の種類のワクチンを希望する被接種者がいる場合は注意が必要)

《ワクチンを準備するとき》

- ワクチンを冷蔵庫などの保管場所から取り出す時に、接種するワクチンの種類であること、有効期限及び保管期限が切れていないことを確認する。
※ ワクチンのキャップを外し、充填してトレイに1セットするまでの一連の作業を中断させない。

《問診のとき》 ※受付時の確認事項について再度確認(ダブルチェック)

- 被接種者の名前(フルネーム)や接種するワクチンの種類を確認し、接種する予定のワクチンであることを本人に再度確認する。
- 被接種者がそのワクチンの決められた接種年齢の範囲、接種間隔、接種回数であることを確認する。
※ ワクチンごとの接種年齢、接種間隔、接種回数を目に付くところに貼っておくと良い。

《接種するとき》

- 接種するワクチンの有効期限及び保管期限、接種量・接種方法を確認
※ ワクチンごとの接種量や接種方法を目に付くところに貼っておくと良い。
- 接種器具が未使用であることを確認する。

《接種の後》

- 接種後の使用済み接種器具は必ず廃棄用の容器に入れる。
※ リキャップは絶対に行わない。

(3) 接種誤り・事件事例

報告が必要となる接種事故・誤りの例

- ・ 予定と異なるワクチンの種類間違い
1回目と2回目において違う種類のワクチンを接種してしまった。
- ・ 接種前の確認不足による接種対象年齢外での接種
5歳～11歳の小児に対して大人用のワクチンを接種してしまった。
- ・ 接種間隔の誤り
前回接種後、3か月を経過せずに追加接種してしまった。
- ・ 接種量の誤り
不適切な量を接種してしまった。
- ・ 接種部位・接種方法の誤り
皮下に注射してしまった。
空のシリンジを注射(空気注射)してしまった。
- ・ 有効期限及び保管期限切れ、不適切保管によるワクチンの接種
何らかの理由により適切な保存状態でないにもかかわらず接種してしまった。
- ・ 血液感染を起こし得る針刺し間違い
接種済みのシリンジを他の被接種者に対して注射してしまった。

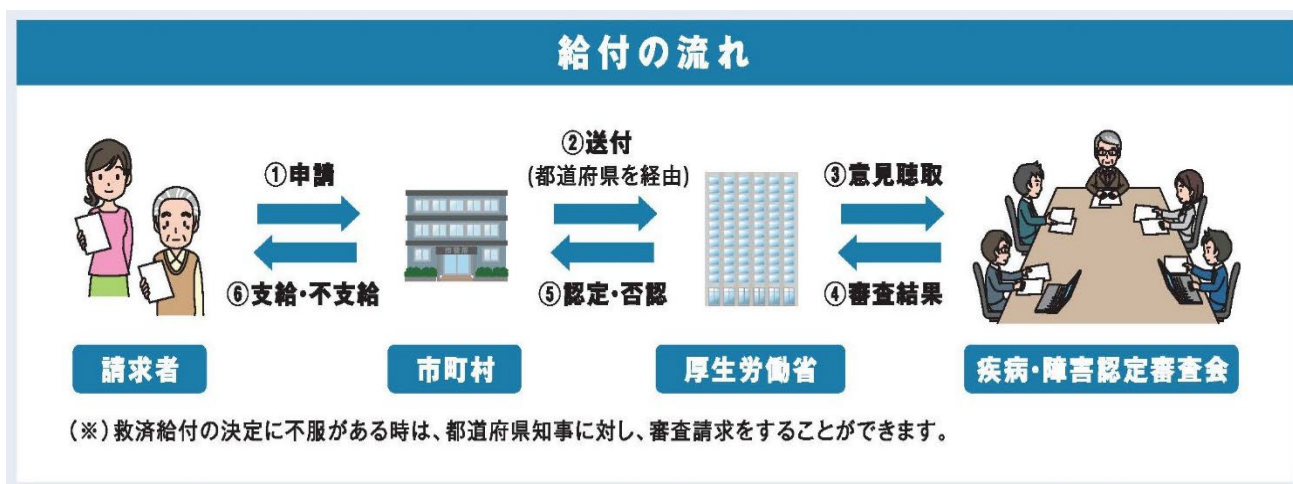
3 健康被害救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要となった場合や、障害が残った場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・医療手当、障害年金、死亡一時金等の給付）が受けられます。

認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

(1) 給付手続きの流れ



(厚生労働省ホームページ『予防接種健康被害救済制度について』より引用)

- ・ 請求者(健康被害を受けた方など)は、給付の種類に応じて、横浜市に請求書類を提出します。
- ・ 横浜市は、請求書類を受理した後、横浜市予防接種事故対策調査会において、医学的な見地から当該事例について調査し、県を通じて国(厚生労働省)へ進達をします。
- ・ 国は、疾病・障害認定審査会に諮問し、答申を受け、県を通じて横浜市に結果を通知します。その後、厚生労働大臣から認定を受けた事例に対して給付が行われます。

(2) 請求者から依頼を受けて医療機関等が作成及び発行する書類

ア 医療費・医療手当

(ア) 診療録等(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し (※)

(イ) 受診証明書(別紙2-(2)予防接種健康被害認定申請用)

様式ダウンロード:

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/kenkouhigai-1.files/youshiki_02-1.pdf

(ウ) 領収書等(医療費を自己負担した金額が確認できる書類)

(※)特例として、以下の条件を満たす症例のみ、専用の様式に記載してください。

- 新型コロナワクチン接種後4時間以内に発症したアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応
- 接種日を含め7日以内に治癒・終診(例: 4/1接種→4/7までに治癒)
- 症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含みません。

⇒この様式で提出いただく場合は、診療録の提出は不要です。ただし、詳細確認のため、追加で依頼をさせていただく場合があります。

様式ダウンロード:

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/kenkouhigai-1.files/yoshiki6-1-1_4.pdf

イ 障害年金・障害児養育年金

(ア) 診療録等(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し

(イ) 診断書(別紙9)

様式ダウンロード:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/kenkouhigai-1.files/youshiki09.pdf>

ウ 死亡一時金・葬祭料

診療録等(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し

(3) 請求書類の提出先

各区福祉保健センター(福祉保健課健康づくり係)に必要な書類を揃えて提出します。

(4) 参考

健康被害救済制度の詳細及び各様式については、横浜市のホームページを御参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/kenkouhigai-1.html>

<請求者に御案内いただきたいこと>

- ・ 厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われ、認定された場合に給付が行われます。
- ・ 申請件数の増加に伴い、申請してから結果が出るまでに1年半以上かかることがあります。

00-6 請求

◆請求マニュアル「コロナワクチン接種にかかる費用請求方法」を参照

「請求」に関する手続きについては、以下の横浜市ホームページ「4-1 コロナワクチン接種にかかる費用請求方法について」に掲載している請求マニュアル「コロナワクチン接種にかかる費用請求方法」を御覧ください。

横浜市トップページ > 暮らし・総合 > 健康・医療 > 予防接種・感染症 > 新型コロナウイルスワクチン > 新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関の皆さまへ > 4-1 コロナワクチン接種にかかる費用請求方法について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/20210421.html#seikyu>

00-7 各種問い合わせ先等

1 問い合わせ先等（横浜市）

- 医療機関向けコールセンター ※3月30日(土)17:00で終了
【電話】0120-045-414（9:00-17:00 [月～土] ※日曜・祝日を除く）
- 新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
※ 医療機関向け手引きなど最新情報が掲載されています。必ず確認をお願いします。
【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/vaccine/20210421.html>
- 市民等への接種について：医療局健康安全課ワクチン担当 医療機関調整班
【電話】045-671-4671（8:30-17:15 [平日]）※3月29日(金)17:15で終了
【Mail】 ir-v-icv@city.yokohama.jp
- 高齢者施設等での接種について：医療局健康安全課ワクチン担当ワクチン配送・施設班（施設接種担当）
【電話】045-671-4036（8:30-17:15 [平日]）※3月29日(金)17:15で終了
【Mail】 ir-v-ssv@city.yokohama.jp ※3月29日(金)17:15で終了
- ワクチンの配送について：医療局健康安全課ワクチン担当ワクチン配送・施設班（ワクチン配送担当）
【電話】045-671-4909（8:30-17:15 [平日]）※3月29日(金)17:15で終了
【Mail】 ir-v-icv@city.yokohama.jp
- 横浜市ワクチン接種コールセンター ※3月30日(土)17:00で終了
【電話】0120-045-070（9:00-17:00 [月～土] ※日曜・祝日を除く）
【FAX】050-3588-7191（耳の不自由な方のお問い合わせ用）
- ※ 受付時間外で重大な事故が発生した場合の緊急連絡先 ※3月31日(日)19:00で終了
【電話】080-7378-8584（17:00～19:00 [月～土] / 9:00～19:00 [日曜・祝日]）

2 問い合わせ先等（横浜市以外）

- 厚生労働省：新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanhenno_oshirase.html
- ファイザー社ワクチンについて
【電話】<特設コールセンター>0120-146-744（9:00-20:00 [平日・土曜]）
→4月以降:0120-664-467(9:00-17:30 [平日] 土・日・祝日・休業日を除く)
【URL】（特設サイト） <https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp/>
- モデルナ社ワクチンについて
【電話】0120-793-056（9:00～17:30 [土日祝日・休業日を除く]）
- V-SYS の操作等について ※3月29日(金)19:00で終了
【電話】<サービスデスク>0570-026-055（8:30-19:00 [平日]）
【Mail】<ID パスワード設定用サポートデスク> id-support@vsys.jp.nec.com
- VRS の操作等について
【電話】0120-063-200（9:00-17:00 [土日祝日も対応]）

その他の新型コロナウィルスワクチン接種に関する相談

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

0120-761-770 受付時間:9:00～21:00(土日祝日も対応) ※3月31日(日)まで

→4月以降:0120-700-624 (平日、土日祝日も対応)

※日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語 / 受付時間9:00～21:00

タイ語 / 受付時間9:00～18:00

ベトナム語 / 受付時間10:00～19:00